

平成 29 年度

裁判所 政策別 コスト 情報

政策別コスト情報について

政策別コスト情報は、「政策別コスト情報の把握と開示について」（平成22年7月20日財政制度等審議会財政制度分科会 法制・公会計部会）に基づいて作成しており、省庁別財務書類における業務費用計算書を政策評価単位毎に表示したものです。

各政策にかかるコストの把握にあたっては、各省庁単位で区分された一般会計に所管の特別会計を合算しており、共通経費等について仮定の配賦基準により配分を行い集計するなど、一定の方法により算出されております。また、各政策にかかるストックとして表示されている資産（負債）についても、仮に各省庁の資産（負債）が個々の政策に帰属すると整理したものを表示しており、計上額についても一定の仮定に基づいて算出されたものである点にご留意下さい。

政策別コスト情報を十分理解していただくため、「政策別コスト情報の把握と開示について」及び政策評価の内容等も併せてご覧下さい。

〔留意事項〕

- ・政策評価体系を持たない作成主体（皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣）においては、政策別コスト情報に準じた「事業コスト等の状況」を作成しております。
- ・各調書における「Ⅲ. 事業コスト（その他事業コスト含む）」に表示されている人件費等（括弧書き表示）については、「I. 人にかかるコスト」に集計されております。
- ・百万円未満切り捨てのため、合計額が一致しないことがあります。
- ・百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示しています。

事業コスト等の状況総括表

(単位:百万円)

区 分	コスト計 (A)=(a)+(b)+(c)	内 訳						(参 考) 自己収入
		I 人にかかるコスト (a)		II 物にかかるコスト (庁舎等を含む。) (b)		III 事業コスト(その他 事業コストを含む。) (c)		
			(a)/(A)		(b)/(A)		(c)/(A)	
事業コスト等の状況	296,640	247,627	83.5%	30,225	10.2%	18,787	6.3%	-

事業コスト等の状況

(所管:裁判所、組織:裁判所)

1. 事業コスト等 296,640 百万円 (単位:百万円)

区 分	人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	裁判費	委託費等	庁費等	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	支払利息
I 人にかかるコスト	247,627	218,907	17,010	11,709	-	-	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	16,566	-	-	-	94	970	13,013	528	102	25
②庁舎等(減価償却費)	13,658	-	-	-	-	-	-	13,658	-	-
III 事業コスト	18,787	(-)	(-)	(-)	4,617	128	13,025	-	1,016	-
(1)裁判に必要な経費	18,787	(-)	(-)	(-)	4,617	128	13,025	-	1,016	-
コスト計(I+II+III)	296,640	218,907	17,010	11,709	4,617	222	13,995	13,013	15,203	102

(単位:百万円)

区 分	資産処分損益	(参考)決算額
I 人にかかるコスト	-	-
II ①物にかかるコスト	1,831	-
②庁舎等(減価償却費)	-	-
III 事業コスト	-	18,036
(1)裁判に必要な経費	-	18,036
コスト計(I+II+III)	1,831	-

2. ストック情報(主な資産等)

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳								備 考
	土地	立木竹	建物	工作物	建設仮勘定	物品	無形固定資産		
物にかかるコスト	2,470	-	-	-	-	-	1,850	620	
庁舎等	618,327	407,480	923	158,496	34,992	16,433	-	-	
(1)裁判に必要な経費	1,907	-	-	-	-	-	225	1,682	
合 計	622,705	407,480	923	158,496	34,992	16,433	2,075	2,302	

3. 参考情報

(1)当該事務、事業に関連するコストの状況

省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費 (単位:百万円)

利払費	41,728
-----	--------

(2)事務・事業の概要など

裁判所は、個人間の法的な紛争を解決したり、罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かを判断したりすること等により、国民の権利を守り、国民生活の平穏と安全を保つための機関である。

裁判所の組織には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所がある。また、裁判所が所管する組織として検察審査会がある。

裁判所は、民事事件(労働事件、知的財産事件を含む)、刑事事件、行政事件、家事事件、人事訴訟事件及び少年事件等を取り扱う。

(3)その他
なし。

事業コスト等の部局別等のコスト内訳

(単位:百万円)

区 分	一般会計	合 計
	裁判所	
I 人にかかるコスト	247,627	247,627
II ①物にかかるコスト	16,566	16,566
②庁舎等(減価償却費)	13,658	13,658
III 事業コスト	18,787	18,787
(1)裁判に必要な経費	18,787	18,787
コスト計(I+II+III)	296,640	296,640